

令和4年6月  
(第23回)

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和4年6月27日(月曜日)

令和4年6月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年6月27日(月曜日) 午後9時00分～午前11時00分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	山 之 口 勝 一
〃	2番	北 之 口 洋 一
〃	3番	富 田 良 成
〃	5番	後 藤 望
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東 山 崎 勝 一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎  
事務局次長兼係長 中村 玲子  
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第76号 非農地証明願いに係る証明について  
議案第77号 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、令和4年6月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席されておりますので総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、9名の出席でございます。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長： それでは、1番の富田委員と2番の後藤委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の中村氏と中島氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。  
許可申請は3件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが3件でございます。

(2ページ 議案第75号の議案書、3ページの集計表の読み上げ)

4ページ、5ページ受付番号1号の資料については、それぞれお目通し下さい。

また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。

議長： ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

7番： 7番溝田です。6月20日に私、野村推進委員、譲受人と3名で現地調査を行いました。  
申請地は〇〇集落近く県道〇〇線沿い〇〇の東側100m程入った水田地帯の中程にあり現在、普通水稻を申請人が作付されています。また申請地は県道より〇〇集落に抜ける町道沿いで譲渡人の実家の南側の水田で早期水稻が作付されていました。  
調査の意見としまして譲受人は水稻、バレイショ、オクラなど幅広く耕作され申請地の2筆共に耕作されております。  
譲渡人は県外在住で父親と譲受人とはいとこだそうです。  
今回、贈与という事ですが今後、周囲に迷惑をかける要素は見当たらず問題ないと考えます。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： ありがとうございます。事務局及び担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。  
全推進委員、「許可やむなし」でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第75号受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第75号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

次に議題第75号2番です。事務局の説明をお願いします。

事務局長： 受付番号2番の資料については6ページから7ページです。  
それぞれお目通しください。また別添の調査表についても併せてご覧いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議 長： ここは私の担当地区になりますので現地調査の報告をします。

現地の2筆の水田は前任者が牧草、インゲンを耕作されています。  
〇〇は購入された畜舎が隣接しており、今後放牧地として利用したいと考えているとの事です。  
〇〇については前任者がきれいに耕作されているので今後も耕作してもらう予定であるとの事でした。  
申請人は中間管理機構で集積を2町以上して〇〇と〇〇を一緒にとの事で話が成立しているという事です。新規就農者ですので今後に期待を込めておりますので問題ないと考えております。

議 長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号2番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。  
受付番号2番について、承認やむなし、とされる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議題第75号受付番号2番について許可される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議題第75号受付番号2番については、許可する事に決定いたします。

議 長： 次に議題第75号受付番号3番です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長： 受付番号3番の資料については、8ページから9ページです。それぞれ御目通してください。また別添の調査表についても併せてご覧頂きたいと思えます。よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

3 番： 3番富田です。7月16日に持留委員と現地の調査を致しました。現地は国道〇号線または〇〇から約70m入り込んだ住宅と農協育苗ハウスに隣接しています。台帳地目は田になっておりますが現況は畑地でした。  
ここ4、5年耕作されておらずカヤが生い茂っていましたがそこを草払いして大型トラクターで耕耘すれば畑地として耕作できるようになると思われます。  
申請人は体が少し不自由であるが子供、孫たちとリハビリを兼ねて畑として野菜などを作りたいとの事です。  
大型機械を入れて耕すと畑として再生可能で本人もそのつもりで野菜作りをやりたいとのことでもあります。  
3条申請に問題ないと思われます。

議 長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号3番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号3番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(挙手)

全推進委員、「許可やむなし」でございませう。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ議題第75号受付番号3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議題第75号受付番号3番については、許可することに決定いたします。

次に議案第76号「非農地証明願いに係る証明について」を議題と致します。  
申請件数は10件です。なお受付番号3番から10番については関連がございませうので一括で審議いたします。それでは事務局より議案の説明を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局長： それでは10ページの議案第76号の議案書をご覧ください。  
今月の非農地証明願いに係る証明は10件です。  
(10ページ 議案第76号の議案書の読み上げ)  
受付番号1番の資料については、11ページから13ページです。それぞれ御目通  
してください。よろしくお願いいたします。

議 長： 担当委員の現地調査の報告をお願いします。

5 番： 5番後藤です。6月18日大内山委員と午前8時から現地調査を行いました。現地  
は国道〇号線〇〇付近を山側に100m程上がった所にありイノシシ等の侵入を  
防ぐ害獣柵の外側にあります。〇〇が以前緑化樹木を生産していた所になります。  
通路等は草払い等で確保されてはいましたがヤシの木などが茂り畑としては耕作  
できない状態にあり非農地とすることは適当と考えます。

続きまして受付番号2番ですが、同じような状況であり既に山林化しており耕作で  
きるような状態ではなく非農地とする事は適当と考えます。  
写真等を事務局よりつけて頂いておりますので参考にして頂けたらと思います。  
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長： ただ今、担当委員からの報告がありましたが、一括して説明をして頂きました。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 後藤委員からもご説明がありましたが今回から非農地の現地調査の際には現地の  
写真を撮って頂いて事務局に提出して頂くようお願いをしております。  
別添に写真だけ綴じておりますので参考になればと思います。

9 番： 写真の件ですが、これは勝手にしたのですか？

事務局： 以前の総会の時にこのような話になって、今回から非農地証明願いの場合は写真ま  
で提出を頂くようにしましたので、ご協力をお願い致します。

9 番： 確認です。何故、事務局は立ち合いをしなくなったのですか？  
簡素化になったのではないのでしょうか。  
簡素化の為に立ち合いをしないという事ではなかったのですか？

事務局： 事務局が立ち合っていないので。やはり現地の写真が必要だという事で、今回から  
非農地証明願いが出た場所の担当委員にお願いして写真を撮ってくるようにしま  
した。

9 番： 写真については要望だったのではなかったのですか？決定したのですか？賛成し  
た覚えはないのですが。

事務局： 事務局が行けない場合、やはり写真を撮って頂いて、簡素化を考えましてわざわざ  
役場に出向かなくても良いようにと写真のデータを一括で提出をお願いして

おります。写真が審議の参考となりますので確定ということで皆さんにご了承して頂きたいと思っております。

- 9 番 : 確認です。なぜ事務局が立ち合わなくなったのか説明をお願いします。  
簡素化といって写真を添付する、写真は信憑性があるのですか？  
農業委員と推進委員が確認して認めたのなら良いのではないのでしょうか。  
この白黒の写真では何も分かりません。

事務局 : 先月の定例総会の中でそのような意見がございましたので、私共については農業委員、推進委員が目で確認して非農地で大丈夫ですよという事で審議をさせて頂いている所なのですが、やはり写真がないという意見がありましたので、このようにさせて頂きました。  
写真の信憑性という点については、委員の皆さんなので間違いはないと思います。また皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。  
先月の総会の中で非農地については簡素化をしたいという要望を事務局の方で一旦、反映させて頂いたところです。

- 9 番 : これからは、写真が必須という事ですか？今までは事務局の立ち合いがあれば良かったが農業委員、推進委員だけの場合は写真がなければ駄目という事であれば、農業委員の権限は何もないという事ではないですか？

議長 : 議案の審議を進めたいとおもいますので、非農地の審議が終わった後に、この件については検討したいと思います。

議案の審議に戻ります。

先程、説明がありました受付番号1番2番について、ご質問等ありましたらお願いします。

それでは、議案第76号受付番号1番2番について質疑に入ります。  
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。

それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。  
推進委員の皆さんにお伺いします  
議案第76号受付番号1番2番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございました。  
全推進委員、承認やむなし。でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第76号受付番号1番2番について、承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第76号受付番号1番2番については、非農地として承認することに決定いたします。

議長： 次に議案76号受付番号3番から10番でございます。  
事務局からの説明をお願いします。

事務局長： 受付番号3番から10番の資料については、17ページから26ページです。それぞれ御目通し下さい。よろしくお願いします。

議長： 担当委員の現地調査の報告をお願いします。

10番： 10番田淵です。6月17日午後1時から田島推進委員と調査をしました。今回の申請については、杉・ヒノキを伐採後の植林に伴う地目変更の為のものです。〇〇集落周辺で8名分10筆です。いずれも40年以上の木で、昨年3月から伐採が行われ、早い場所はすでに杉を植えてあります。写真を見ると立木はなくどれも同じように見えますが、1筆ずつ説明すると時間がかかりますので疑問の点があれば質問してください。  
地目は田や畑ですが、すでに山林であり非農地として問題ないと考えます。

議長： それでは、議案第76号受付番号3番から10番について質疑に入ります。  
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。  
地区担当の田島推進委員、何かご意見等ありませんか。

野村委員： はい。

議長： 野村委員どうぞ。

野村委員： 非農地証明の理由が簡単すぎて、購入された時に畑を使う目的で買われたはずなのに所有者は構想的なのはなかったのでしょうか。

議長： 現在の考え方から言いますと畑に道路も通っていない機械が入らない所は4、50年前に植林が進んだと考えます。現在は基盤整備がされた管理のしやすい農地だけを維持していくという考え方なのではないでしょうか。  
昔はあらゆる所が農地だったが社会の流れで効率の悪い所は地目変更する事もなく植林化が進んでしまい今、非農地証明願いを申請される件数が増えているのではと思われます。

2番： はい。

議長： 北之口委員

2番： 現況となっておりますが木が生えていたら山林、生えてない場合は原野だと思いますが写真を見た限り原野が妥当だと思うのですが。  
木が全部切っている場合は山林ではないと思うのですがどうでしょうか。

議長： 田淵委員、植林化はどうですか？

10番： この辺りは、元々、田畑だったのでしょうけれども4、50年前に杉、ヒノキが植



えてあり今は、伐採した後です。ですから木は映っていないのですが株が映っています。今見れば平地のように見えますが伐採後の写真になります。

2 番： 写真を見た限り状況としては山林ではないですね。

10 番： 伐採後、植林する為、森林組合への届け出に必要な地目変更です。

議 長： 現状は伐採した後に植林されたという事ですが、こういう場所が田畑に復元できて利用価値があるかどうかという事が問われてくるのではないのでしょうか。どうなのでしょう。

10 番： 4、50年前から木が植えられているので復元はないと思います。

3 番： やはりこの写真では木が切つてあるのか植えてあるのか、まったく分からないので白黒ではなく事務局にはカラーでの提出をお願いしたいと思います。

10 番： 今後の為にも、後々植林をする予定であれば、このような事例は伐採前に申請をしてもらうようにした方が良くと思います。

議 長： 他にございませんか。

よろしいですか。

それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

推進委員の皆さんにお伺いします

議案第76号受付番号3番から10番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございました。

全推進委員、承認やむなし。でございます。

それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第76号受付番号3番から10番について、承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案76号受付番号3番から10番は、非農地として承認することに決定いたします。

それでは次に入る前に吉永委員から出ております質問等につきまして検討したいなというのがありますのでよろしくお願いします。

前回の定例会で非農地については農業委員の担当委員で調査をお願いしたいと提案したのですが、やり方について質問が出ましたので今後の対応として考えていった方が良いのかなと思いましたので、皆さんご意見等ありましたらお願い致します。

9 番： 今までは事務局が行って認めていたのに農業委員と推進委員だけだと認めないとい

う事に納得ができないのですが。

写真添付をするのはいいですが簡素化で事務局の立ち合いをしないというのに、写真がないと認めないというのはどうなのかと思います。

6 番 : 担当委員は、現地で確認をしますが、その判断だけで決めるのであればここでの審議は必要ないと思います。審議をする時に本人達は分かるけど他の委員に意見を求められた時に判断する事ができないので、現地確認へ行った方の意見と写真があれば判断しやすいのではという提案でした。農業委員の信用という話も出ましたが、信用しないとかいう話ではなく審議をするにあたり判断材料が必要なのではという事であります。

9 番 : 今までは事務局が行って認めていたのに行ってないから見てないから認めないというのがおかしいと思います。

6 番 : 以前は非農地の場合は写真添付があったのに何故、付けなくなったのか前にも質問した事がありました。

9 番 : 今は行けない場合は航空写真でも良かったのでは？  
だいたい農業委員なら分かると思うのですが？

3 番 : よろしいですか。

議長 : 富田委員どうぞ。

3 番 : 今までは事務局も一緒に行って現地で判断していたのですが、今は、事務局は行かず委員だけ行って写真を撮ってみんなで判断しましょうというのが問題になっている。一緒に現場で確認して写真が必要であれば撮ってカラーで印刷して資料に添付して審議するという流れを以前はやっていたのに、いつの間にか変わってしまったので、できれば事務局にも立ち会ってほしいと思います。  
皆さんはどう思われるかわかりませんが私はそう思います。

議長 : 私もずっと非農地の調査をする度にここまでする必要があるのかという想いがあり委員にまかせて良いのではと思ってしまったのですが皆さんの意見を聞くと、事務局は一緒に立ち合いをして写真を撮った方が良いのかなと考えているところです。

3 番 : 行ける所は行って行けない所は航空写真でよいのでは。

議長 : 事務局に責任を問われているわけではないと思うのですが、皆さん方を信用して4月頃からこういう形になったのですが、担当の委員以外にも隣接の委員の方にも立ち合いしてもらっていたりしていたもので活動が忙しくないよとの思いがありました。  
私の方からもお詫びしたいと思います。  
結論として事務局だけは写真撮影に立ち合うという形でよろしいでしょうか。

事務局 : はい。

議長 : 事務局どうぞ。

事務局：事務局といたしましても県外、町外の方からも場所の確認などの問い合わせが多く、なかなか事務局だけでは対応できない状態で、航空写真を見たら山林だが現地に行くと茶畑であったりと、耕作しているという事なども多く、皆さんにお願いしている所でございます。

事務局としましては、なかなか立ち合う事が難しいので、委員の方に行ってもらい写真を撮ってきて頂いて皆さんと審議するという形をとっていきたいと考えています。写真についても簡素化という事で農業委員会でも LINE を活用してわざわざ役場に出向かなくても良いようにしていこうと思っています。

あきらかに山林という場合は写真添付をしなくても良いです。

議長：只今、事務局の方針を話されましたが、皆さんのご意見を聞きながら簡素化していければという事でございます。

判断に難しいという話もありましたが、事務局、会長も含め立ち合いをして判断したいなとも考えますので、今後こういったやり方でよろしいでしょうか。

皆さんとの信頼関係のもとで今後のやり方についてもご理解頂けたらと思います。

次に議案第 77 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長：町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(27 ページ 議案第 77 号の議案書のみ読み上げ)

28 ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

29 ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。

よろしく申し上げます。

議長：これより質疑に入ります。

農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。

議長：それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

推進委員の皆さんにお伺いします

議案第 77 号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございました。

全推進委員、異議なし。でございます。

それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 77 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案77号は計画のとおり決定いたします。

以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご意見があれば挙手をお願いします。

事務局 : ① その他  
② 7月行事予定について

議長 : よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、令和4年6月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員